



解禁日時	ラジオ・テレビ インターネット	令和2年7月17日（金） 文化庁 文化審議会終了後（17時）解禁
	新聞	上記以降(朝刊の縛りはなし)

令和2年7月9日（木）14時 文部科学省同時発表

令和2年7月9日（木）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
文化伝承課	伝統文化係	三浦徹大	内線 3568 直通 058-272-8754 FAX 058-278-2824

## 本県の登録有形文化財(建造物)の登録について

文化庁の文化審議会（会長 佐藤 信氏）は、7月17日（金）に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに196件（29都道府県54市町村（区））の建造物を登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申する予定です。

このうち岐阜県関係は、下記の9件です。この物件が登録されると、県内の登録有形文化財（建造物）は、合計273件となります。

### 記

名称	所在地
旧青木家住宅(エグゼクス・ガーデン)表門	岐阜市大字日置江字屋敷前畑343-1
市原家住宅主屋	岐阜市大字古市場字西畑196-5他
市原家住宅長屋門	
後藤家住宅主屋	岐阜市芥見1丁目48
後藤家住宅離れ	
後藤家住宅旧郵便局舎	
後藤家住宅土蔵	
後藤家住宅門	
後藤家住宅地藏覆屋	

登録有形文化財基準

(文部科学省第152号、改正 文部科学省告示第44号)

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現することが容易でないもの

今回答申される登録有形文化財（建造物）岐阜県関係物件の概要

名称	年代	登録基準	種別	
きゅうあおきけじゅうたく 旧青木家住宅(エグゼクス・ガーデン)表門 <small>おもてもん</small>	明治2年	2	工作物	住宅
所在地	岐阜市大字日置江字屋敷前畑343-1			
説明	<p>表門は敷地南側中央にあり、加納城の移築門と伝えられる。加納城の築城当時の建築物とされ、廃藩置県による加納城廃城の後、建物公売により青木家の屋敷門として譲り受け、明治2年に現在地に移築されたと伝承されてきた。現在は結婚式場の表門として活用されている。</p> <p>門は、堀にかかる橋に面した一間薬医門で切妻造の<sup>さん</sup>棧瓦葺で見付け幅の広い門柱など木太く簡明な構造である。</p>			



門正面閉門時（南より）



門正面開門時（南西より）

写真提供：岐阜市ぎふ魅力づくり推進部